クーコム株式会社 代表取締役 西村 惠治 様

> 適格消費者団体(略称 KC's) 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長 榎 彰 德 【連絡先(事務局)】担当:袋井 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目 1番1号天満橋千代田ビル TEL 06-6920-2911 FAX 06-6945-0730 メールアドレス info@kc·s.or.jp ホームページ http://www.kc·s.or.jp/

再々申入れ兼再々お問い合わせ

当団体の「再申入れ」に対し、貴社より平成28年4月14日付で回答をいただきました。

上記回答に基づき検討いたしましたところ、消費者利益の保護の観点から見て、なお問題点があります。

そこで当団体は、貴社に対して、下記のとおり再度申入れをさせていただきます。

また、いくつかの点で重ねてお尋ねしたい点がございますので、質問に対し ご回答ください。

貴社におかれましては、お忙しいところ、恐縮ですが、2016年6月20日までに、文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、本「再々申入れ兼再々お問い合わせ」は、公開の方式で行わせていただきます。

したがって、本「再々申入れ兼再々お問い合わせ」の内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本「再々申入れ兼再々お問い合わせ」以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

【申入れ】

第1 申入れの趣旨

当団体は、従前、貴社会員規約第22条(4)、23条第2項、及び利用規約第15条(4)に関し、例えば、「ただし、当社に故意又は過失がある場合を除く」といった記載が必要との指摘を行いました。それに対して貴社は「(但し、当社に故意・重過失がある場合を除く。)」との但し書きを付加されました。

貴社の約款における「重過失」はすべて削除し、「過失」としていただくか、該当条項そのものを削除するよう申し入れます。

第2 申入れの理由

貴社が責任を負う場合が、故意と重過失の場合に限られるのであれば、上記各条項は、消費者契約法第8条1項1条(「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」を無効とする)に該当すると判断されるため。

【お問い合わせ】

- 1 貴社におかれましては、今後の当団体との議論によって、「重過失」を「過失」としていただくか、該当条項を削除する意向はおありでしょうか。改 廃の意向の有無について、ご回答ください。
- 2 1において、改訂の意向がない(「重過失」との文言を維持する)とご回答 される場合には、「重過失」との文言でも問題がないとする貴社の見解の法 的根拠について、本書面の申入れの第2、「申入れの理由」を踏まえて、ご 説明ください。

以上